

阿賀野市消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月16日

阿賀野市長 田 中 清 善

阿賀野市規則第6号

阿賀野市消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則

阿賀野市消防本部の組織に関する規則（平成16年阿賀野市規則第148号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成16年」の次に「阿賀野市」を加える。

第2条中「局、課」を「課」に改め、同条第1号を削り、同条第2号を同条第1号とし、同条第3号中「救急救助係、通信指令係」を「救急係、救助係、通信指令係、消防団係」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

第3条中「局、課」を「課」に改め、

「

消防団事務局

消防団係

- (1) 消防団組織及び総合企画に関すること。
- (2) 消防団員の入退団に関すること。
- (3) 消防団員の公務災害補償に関すること。
- (4) 消防団員の衛生管理及び福利厚生に関すること。
- (5) 消防団員の貸与品に関すること。
- (6) 消防団の機械器具及び施設の維持管理に関すること。
- (7) 消防団員の出動手当等の支給に関すること。
- (8) その他消防団に関すること。

」

を削り、

「

救急救助係

- (1) 救急救助業務に関すること。
- (2) 救急救助業務統計に関すること。
- (3) 救急救助用資機材の保守及び管理に関すること。
- (4) 救急救助隊員の指導育成に関すること。
- (5) 応急手当の普及及び啓発活動に関すること。
- (6) その他救急救助に関すること。

通信指令係

- (1) 消防通信の企画に関する事。
- (2) 消防用無線電話の保守及び管理に関する事。
- (3) 消防用有線電話の保守及び運用に関する事。
- (4) 緊急通信指令施設の保守及び運用に関する事。
- (5) その他消防通信に関する事。

」

を

「

救急係

- (1) 救急業務に関する事。
- (2) 救急業務統計に関する事。
- (3) 救急用資機材の保守及び管理に関する事。
- (4) 救急隊員の指導育成に関する事。
- (5) 応急手当の普及及び啓発に関する事。
- (6) その他救急に関する事。

救助係

- (1) 救助業務に関する事。
- (2) 救助業務統計に関する事。
- (3) 救助用資機材の保守及び管理に関する事。
- (4) 救助隊員の指導育成に関する事。
- (5) その他救助に関する事。

通信指令係

- (1) 消防通信の企画に関する事。
- (2) 消防用無線電話の保守及び管理に関する事。
- (3) 消防用有線電話の保守及び運用に関する事。
- (4) 緊急通信指令施設の保守及び運用に関する事。
- (5) その他消防通信に関する事。

消防団係

- (1) 消防団組織及び総合計画に関する事。
- (2) 消防団員の入退団に関する事。
- (3) 消防団員の公務災害補償に関する事。
- (4) 消防団員の衛生管理及び福利厚生に関する事。
- (5) 消防団員の貸与品に関する事。

- (6) 消防団の機械器具及び施設の維持管理に関すること。
- (7) 消防団員の出動手当等の支給に関すること。
- (8) その他消防団に関すること。

」

に改める。

第4条の2を削る。

第7条第1項及び第8条第1項中「局、課」を「課」に改める。

第9条中「消防団事務局長及び事務次長若しくは」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。